

無登録農薬の販売等に関する農薬取締法に基づく立入検査の実施等について

1 背景

7月30日に山形県において無登録農薬（ダイホルタン及びブリクトラン）を販売していた2業者が農薬取締法違反及び毒物及び劇物取締法違反の容疑で逮捕され、8月9日には、更に山形の業者に販売していた東京の業者が、農薬取締法違反の容疑で逮捕された。（山形県警及び上^{かみのやま}山署）

2 農林水産省のこれまでの対応

<立入検査等の実施>

7月30日に山形の業者が逮捕されて以降、全都道府県にこの問題に関する情報を随時提供するとともに、

8月12日に東京の業者が山形県以外の業者にも販売していたとの情報を入手したので、翌8月13日には、関係する都府県に対し、情報の収集、販売業者等への農薬取締法に基づく立入検査を早急を実施するよう指導したところである（他の道府県へは追って同様の指導）。

これを受け、現在、32都府県において、県が農林水産省、独立行政法人農薬検査所と協力して立ち入り検査を実施しているところである。

<無登録農薬の処分、農産物の安全確保>

今回の件は、無登録農薬であることを知りつつ、販売、使用した者によって起こされた事件であり、農林水産省は各都道府県に対し、

販売業者及び購入農家に立ち入り、無登録農薬が流通・使用されないように、封かん、廃棄処分等の措置

販売業者のリストから購入農家があるので、衛生部局との連携を取りつつ、出荷自粛、残留農薬分析等による農産物の安全性の確保措置を図るよう指導しているところである。